行政手続法第39条第４項第３号に該当するため、
事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令について（概要）

１．改正の趣旨

○　国民年金に係る市町村の事務費に対する交付金（以下「事務費交付金」という。）のうち基礎年金等事務費については、平成25年実態調査に基づき一人当たりの基準額を算出しているため、既に５年が経過し、事務費交付金の額が現に市町村において要している費用に比して少なく、超過負担が生じており、実態に即した適正な事務費交付金を交付する必要があることが指摘されている。

○　令和元年度に、全市町村を対象として国民年金等事務取扱交付金実態調査を実施したところ、基礎年金等事務費について、被保険者数のみに着目した算出方法ではなく、各市町村の被保険者、受給権者、又は保険料免除者数と連動した算定方法とすることで、より実態に即した事務費交付金の交付額を決定することができると考えられたため、以下の改正を行う。

２．改正の内容

（１）事務費交付金の総額の算定方法及び基準額の見直しについて（第１条関係）

○　市町村の基礎年金等事務のうち、被保険者（保険料免除者を除く。以下同じ。）に係る事務一人当たりの費用の額、受給権者に係る事務一人当たりの費用の額、保険料免除者に係る事務一人当たりの費用の額をそれぞれ以下のとおり基準額として設定。

- 適用等事務の執行に通常要する被保険者１人当たりの費用の額　976円
- 給付事務の執行に通常要する受給権者１人当たりの費用の額　730円
- 免除事務の執行に通常要する保険料免除者１人当たりの費用の額　2,003円

○　それぞれの基準額に、当該年度の各月末における被保険者、受給権者又は保険料免除者の見込数の合計数を12で除して得た数を乗じて得た額を合計した額を事務費交付金の総額とする。

（２）各市町村に交付すべき事務費交付金の額の算定方法の改定について（第２条関係）

○　基礎年金等事務費に係る毎年度各市町村に交付すべき事務費交付金について、第１条の改正に伴い、被保険者、受給権者又は保険料免除者数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、それぞれ人件費と物件費に分けて算定し、当該額を合計した額とする。

３．根拠法令

国民年金法（昭和34年法律第141号）第86条

４．施行期日等

公布日：令和２年３月30日
施行日：令和２年４月１日